

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年6月3日(金) 14:00~14:34(34分)

(開催場所)

網走開発建設部3階第1会議室

(出席者)

当局側(網走開発建設部)

大江 良彦(網走開発建設部次長)、渡部 修也(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部網走支部)

後藤 絵理子(部長)、和田 由香里(副部長)、白土 さちえ(書記長)、

高嶋 明子(執行委員)、水橋 牧子(執行委員)

(議題)

- 1 当部職員が休暇等を取得しやすい職場環境整備について
- 2 当部職員の健康管理について
- 3 当部職員の宿舎・独身寮の入居について

(要求書の提出)

要求書の提出に際して、職員団体側から交渉議題に係る趣旨について次のとおり発言があった。

- ・ 産前・産後休暇及び育児休業について、部員から、人員が削減されている中で職場での理解・協力が得られるか、育児休業からの復帰後、その間のブランクが埋められるか等の不安の声が上がっている。制度等の周知徹底のみならず、休暇等の申請があった場合には各職場において十分な話し合いを行うなど、休暇等の取得しやすい職場環境の整備に努めてもらいたい。
- ・ 病気は年齢によって思うものではないことから、すべての検診を全員が受診できること及び検診内容の充実を求める。
また、乳がん及び子宮がん検診について、原則として2年に1度の実施となっているが、その運用として、希望者は受診対象年度外にも受診できることとなっている。今年度においても引き続き希望者が受診対象年度外に受診できるよう求める。
- ・ 職場内の温度調整が十分に図られていないことや、老朽化や清掃等の予算削減に伴い、身体への影響を訴える部員や、不快感を訴える部員が増えている。これらの問題を健康管理者として早期に解決するよう求める。
また、安全管理の面では、老朽化や清掃等の予算削減のため、職員だけではなく来庁者にとっても危険な個所が見られる。早急に点検し、安全のための措置を求める。
- ・ 各種システムの導入により、仕事のコンピュータ化が進むとともに、毎年実施される定員削減により業務量が増加する中で、まったくパソコンを使用せずして仕事をすることは事实上できないのが現状である。
- ・ 作業に従事することに伴う身体への影響を防ぐため、指針を守り、必要以上に使用させないよう求める。
- ・ 宿舎・独身寮について、主たる生計維持者が住民票上の世帯主とは限らないため、世帯主でなくても世帯宿舎に入れるよう求めるとともに、希望者全員が宿舎・独身寮に入れるよう求める。

(要求書に対する回答)

- ・ 育児休業を初めとする各種両立支援制度については、これまで電子掲示板や電子メール、

リーフレットの配付等を通じて職員に周知を図ってきたところであり、引き続き意識啓発を含め周知に努めていきたいと考えている。

また、職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行っていくなど、育児を行う職員が希望する制度を請求しやすい環境整備を図るよう、課所長へ徹底していきたい。

・ 健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、当局としても、各種の健康診断及び保健安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

今後も引き続き、十分配慮するよう課所長を指導していきたい。

乳がん及び子宮がん検診については、開発局健康管理計画において、原則2年に1回の受診とされているところであるが、希望者については受診対象年度外にも受診できるとされており、当部の健康管理計画においても同様の取扱いとしている。

庁舎内の空調管理については、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しているが、電気容量、予算の確保等の問題があり、抜本的な改善は非常に厳しい状況にある。

今後も引き続き取り得る対応策について検討していきたい。

職場の安全管理関係については、当部の健康管理計画において、健康管理者、安全管理者等による職場の巡回点検を全課所で実施する旨盛り込まれており、当該巡回点検等を実施する中で危険な個所が見られた場合には、必要な措置について検討することとしたい。

VDT作業に従事する職員の健康と安全に関しては、人事院の指針を基に平成16年4月に当局における取扱いを定め、その確保に努めてきているところである。

VDTの作業管理等に関する取扱いについては、今後も課所長や職員に対して、指導及び周知徹底を図っていきたい。

・ 宿舎・独身寮の入居について、現行の国家公務員宿舎法上、世帯を有する国家公務員は世帯用宿舎に入居することができるとされており、当部においても希望者については可能な限り入居させているところである。

また、独身者が希望する場合には、特別な事情のある者を除き、原則独身寮に入居することとなるが、希望者については全員入居させているところである。

引き続き希望者については、宿舎及び独身寮の空き状況等を勘案の上、可能な限り入居させることとしたい。

(交渉概要)

【議題1：当部職員が休暇等を取得しやすい職場環境整備について】

○ 職員団体側から

・ 定員削減が進む中、出産や育児のために長期休暇・休業を取得することは、精神的に大きな負担となる。職場復帰後においても、割り当てられる仕事の内容等について、不満の声が出されている。

男女共同参画社会基本法に係る基本計画において、女性職員の登用・育成等の項目が設けられている趣旨をも踏まえ、育児休業等を予定している職員及び当該職員が所属する職場の職員双方が安心して働くことができるよう、課所長はもとより、当部職員全体に対し、各種制度の周知徹底や出産・育児に係る理解を高めるための働きかけを行い、休暇等の取得しやすい環境整備を図るよう求める。

○ 当局側から

・ 当局としても、復帰後の職員の不安な心境については理解していることから、引き続き当部職員が育児休業等を取得しやすい環境の整備に努めるとともに、復帰後の対応等についても留意するよう、課所長を指導していきたい。

【議題2：当部職員の健康管理について】

○ 職員団体側から

- ・ 当部にはエレベーターがなく、大量の荷物や書類を運搬する際にも階段を使用しなければならないが、非常に危険を伴うことから改善措置を求める。
- ・ 定期的に庁舎内の空気環境測定を行っているが、その測定結果はどのように活用されているか。

因果関係が定かではないが、昨今、アレルギー等の体調不良を訴える職員が従前に増して増加しており、庁舎の清掃回数の減少が影響しているとも考えられる。予算の制約から、清掃回数を増やすことが難しいことについては理解しているが、当局として取り得る対応策について検討してもらいたい。

- ・ 婦人科がん検診について、今年度においても育児休業中の職員も受診対象となるという理解でよいか。

○ 当局側から

- ・ 特に、書類を運ぶ機会が多い課所において、職員への負担が掛かっていることについては承知しているが、現状においては庁舎改修等、抜本的な改善は難しい状況にある。

大量の書類等を運ぶ場合には、複数人で運ぶ又は少量ずつ運ぶなど、職員個々に安全管理に努めてもらいたいと考えている。

- ・ 空気環境測定は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、室内温度や浮遊粉じん量、二酸化炭素含有率等を2月に1回測定しているものであるが、測定結果については保健所へ報告することとされており、保健所から測定結果に基づき指導・助言がなされた場合には、その都度改善に向けた対応を行ってきているところである。

庁舎の清掃については、体調不良の原因が、すべて清掃回数の減少にあるとは言い切れず、また、予算の制約もあり、現状において清掃回数を増やすことは難しい状況にあるが、そうした健康被害が実際に認められたとした場合には、健康管理者として対応策について検討していく必要があることから、今後の経過を注視していきたいと考えている。

なお、体調不良を自覚した場合には、その都度健康管理である課所長に相談・報告いただきたい。

- ・ 婦人科がん検診については、休職中の職員についても受診対象としているところである。

なお、当該休職中の職員に対しては、あらかじめ各健康管理から受診希望について確認を行うこととしており、今後も引き続き行っていく考えである。

【議題3：当部職員の宿舎・独身寮の入居について】

○ 職員団体側から

- ・ 宿舎・独身寮の入居については、先程当局から、世帯宿舎への入居要件に係る説明とともに、可能な限り希望者全員を入居させる旨の回答がなされたところであるが、住居はある生活の基盤となる重要なものであることから、今後も引き続き希望者全員が入居できるよう求める。

○ 当局側から

- ・ 繰り返しになるが、希望者については、宿舎・独身寮の空き状況等を勘案の上、可能な限り入居させることとした。



全開發婦人部後網走支藤部繪理長人婦組合部長人部

2011年6月3日

經.走.開.發.建.設.部.長.板.倉.純.殿

全開發婦人部2011年春闢統一要 求書

一、行政改革は行わないこと。

- 1 これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

二、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくすとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実（国の基準を上げる）をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。
①介護保険法 ②医療保険制度 ③公的年金制度

三、勤務条件を改善し、意欲的に働く職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保すること。
- 2 産休代替を確保すること。
- 3 職務職階給の賃金体系を改め、通し号俸とすること。当面、準職員の二級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 4 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 5 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 6 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

四、労働基準法、人院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保することともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。
新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇

- 改善 ①配偶者の産後休暇を二週間 ②産前休暇を八週間 ③多胎出産の産後休暇を一〇週間 ④結婚休暇 ⑤忌引休暇 ⑥追悼のための休暇 ⑦子どもの健診・予防接種時の休暇
- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。
- 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
- 6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

五、職場要求は誠意をもつて解決すること。

特に独立行政法人土木研究所寒地土木研究所の要求（別紙）に対して、改善がはかられるよう主務省として努力すること。

全北海道開発局労働組合婦人部網走支部

一一〇一一年春闘独自要求書

- 一、 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があつた場合は、休暇を取得しやすい職場環境整備を図ることとともに、該当職場で充分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導すること。また、人事院規則や各種休暇制度の内容の周知徹底を図ること。
- 二、 職員の健康安全管理について配慮し、安心・安全で健康を維持できる措置を図ること。
- 三、 VDT作業にあたつては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 四、 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。

一一〇一一年六月三日

網走開発建設部長

板倉 純 殿

全北海道開発局労働組合婦人部網走支部

部長

後藤

絵理子

